

役員等報酬に関する規程



役員等報酬に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人薄光会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事および監事）ならびに評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとします。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等について、次の通り報酬等を支給します。

- | | | |
|---------------------------------|--------------|---------|
| (1) 評議員 | 定時評議員会への出席 | 10,000円 |
| | 臨時評議員会への出席 | 10,000円 |
| 各年度の総額が 140,000円 を超えない範囲で支給します。 | | |
| (2) 理 事 | 理事会、評議員会への出席 | 10,000円 |
| (3) 監 事 | 理事会、評議員会への出席 | 10,000円 |
| | 監事監査への出席（日額） | 15,000円 |

(2) (3) については、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給します。

- 2 交通費については、社会福祉法人薄光会旅費規程に基づき、実費相当額を別途支給します。
- 3 当法人の職員が理事の場合、報酬、交通費は支給しません。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 当該報酬については、当日、源泉徴収分を引いた金額を現金で支給し、支払簿に押印するものとします。

(理事長の報酬等の支給)

- 第 4 条 理事長の報酬は、第 2 条、第 3 条の規定に関わらず、次の額から源泉徴収分を引いた額を各月の終わりに報酬として支給するものとします。 報酬額 100,000円
- 2 交通費については、社会福祉法人薄光会旅費規程に基づき実費相当額を別途支給します。
 - 3 理事長が法人業務に専従し、本部事業統轄の職務に就く場合、他に生業を持つが週平均 30 時間以上本部事業統轄の職務に就く場合は、第 2 条の報酬は支給せず、法人職員として正規職員給与規程または契約職員就業規則により給与を支払うものとします。
 - 4 相談役が置かれているときは、第 2 条第 1 項 (2) の規定を準用します。

(公 表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表します。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行います。

(附 則)

この規程の制定・施行ならびに改定は、以下のとおりです。

平成 16 年 3 月 21 日制定	平成 16 年 4 月 1 日施行
平成 16 年 9 月 26 日改定	同日施行
平成 17 年 9 月 25 日改定	同日施行
平成 22 年 12 月 12 日改定	平成 23 年 2 月 27 日施行
平成 23 年 2 月 27 日改定	

平成23年 5月22日改定	同日施行
平成27年 9月26日改定	平成27年10月 1日施行
平成29年 3月19日『役員等報酬 に関する規程』と名称を変更し改定	平成29年 4月 1日施行